

## 地方事務所の組織に関する細則

細則第4号

平成29年4月1日

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 地方事務所（第2条・第3条）
- 第3章 支所（第4条－第6条）
- 第4章 雑則（第7条－第9条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この細則は、組織規程（規程第2号）第26条第4項及び第27条第2項の規定に基づき、地方事務所及び支所の組織に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2章 地方事務所

#### （課等）

第2条 地方事務所に、次の3課を置く。

- （1）総務課
- （2）指導課
- （3）認定課

- 2 総務課は、本部総務部及び国際部の所掌事務に関する事務並びに他の課の所掌に属さない事務をつかさどる。
- 3 指導課は、本部監理団体部の所掌事務に関する事務をつかさどる。
- 4 認定課は、本部技能実習部の所掌事務に関する事務をつかさどる。
- 5 課に、課長を置くことができる。
- 6 課長は、命を受け、課の所掌事務を総括し、その職員を指揮監督する。

#### （係等）

第3条 別表第1左欄に掲げる地方事務所に、それぞれ同表右欄に掲げる係を置く。

- 2 係の所掌事務は、地方事務所長が定める。
- 3 係に、それぞれ係長を置くことができる。
- 4 地方事務所長が指定する係に、主任を置くことができる。
- 5 係長及び主任は、命を受け、係の事務を処理する。

### 第3章 支所

(支所の名称及び所在地等)

第4条 別表第2左欄に掲げる地方事務所に、それぞれ同表右欄に掲げる名称の支所を置く。

- 2 支所の所在地及び担当区域は、別表第2のとおりとする。
- 3 支所は、理事長が別に定める場合を除き、各担当区域における地方事務所の事務を分掌する。
- 4 第2条の規定は、支所について準用する。

(支所長)

第5条 支所に、支所長を置く。

- 2 支所長は、支所の事務を掌理する。

(係等)

第6条 別表第3左欄に掲げる支所に、それぞれ同表右欄に掲げる係を置く。

- 2 係の所掌事務は、支所長が定める。
- 3 第3条第3項から第5項までの規定は、支所について準用する。

### 第4章 雑則

(地方事務所規則)

第7条 地方事務所長は、理事長の承認を得て、地方事務所の運営に関し必要な事項について、地方事務所規則を定めることができる。

(組織編成の特例)

第8条 地方事務所長は、第2章及び第3章の規定により定める職の設置及び職務について、特に必要があるときは、理事長の承認を得て、一時的にこれと異なる職を設置し又は職に職務を命ずることができる。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、地方事務所長が、理事長の承認を得て定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

地方事務所	係	
札幌事務所、仙台事務所、東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所、広島事務所、高松事務所、福岡事務所	総務課	総務係
	指導課	指導係
	認定課	認定係

別表第2（第4条第1項関係）

地方事務所	名称	所在地	担当区域
東京事務所	水戸支所	水戸市	茨城県
	長野支所	長野市	新潟県、長野県
名古屋事務所	富山支所	富山市	富山県、石川県、福井県
高松事務所	松山支所	松山市	愛媛県、高知県
福岡事務所	熊本支所	熊本市	熊本県、宮崎県、鹿児島県

別表第3（第6条第1項関係）

支 所	係	
水戸支所、長野支所、富山支所、松山支所、熊本支所	総務課	総務係
	指導課	指導係
	認定課	認定係